

議案第153号

大阪市職員互助会条例及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに
生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案

(大阪市職員互助会条例の一部改正)

第1条 大阪市職員互助会条例(昭和30年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

(大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項及び第30条第1項中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称変更に伴い、規定を整備するため、大阪市職員互助会条例及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例（抄）

（互助会の組織）

第2条 省 略

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（第6号から第8号までに掲げる者にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。

(1)～(7) 省 略

(8) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抄）

（多量排出事業者に対する市長の指示等）

第19条 省 略

2 省 略

3 市長は、前項の規定による命令をした場合には、大阪市・八尾市・松原市環境施設
大阪広域環境施設組合

組合に対し、当該命令の内容を通知するとともに、同項の多量排出事業者が同項の書類を提出しないときは当該事業系一般廃棄物を受け入れないように求めることができる。

（一般廃棄物処理手数料）

第30条 本市は、本市又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が一般廃棄物の収集、大阪広域環境施設組合

運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。

省 略

2-3 省 略